

**I 平成25年度、平成28年度及び平成29年度  
包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況**

**1 平成25年度**

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
公有財産等に係る事務の 執行	知事部局	25	24	0	1

**2 平成28年度**

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A-B-C
産業振興施策に関する事 務の執行及び事業の管理	知事部局	16	15	1	0

※ 知事から平成30年10月22日付け行第79号で通知があったもの

**3 平成29年度**

(単位：件)

特定の事件 (テーマ)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘) A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A-B-C
水道事業及び下水道事業 に係る財務事務の執行及 び事業の管理	知事部局	13	—	10	3

※ 知事から平成30年10月22日付け行第79号で通知があったもの

## II 監査結果（指摘）に基づき講じた措置

### 1 平成28年度（テーマ：産業振興施策に関する事務の執行及び事業の管理）

株式会社ブイ・アール・テクノセンター（所管課：新産業・エネルギー振興課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
繰延資産の 範囲につい て	167	【繰延資産の範囲について】 繰延資産については会社法に具体的な規定はないので、株式会社ブイ・アール・テクノセンター経理規程上、「会社法に規定のあるものをいう。」は適切ではなく、「財務諸表等規則に規定のあるものをいう。」が適切であると考え。	平成29年9月26日開催の取締役会において、経理規程の改正を決定し、同日付けで改正した。

### 2 平成29年度（テーマ：水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理）

岐阜県営水道（所管課：水道企業課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
財産管理に ついて	55	【建設仮勘定の本勘定への振替について】 建設仮勘定のうち、平成15年に計上された付帯工事部分が本勘定へ振り替えられていなかった。そのため、減価償却が行われておらず、過年度の費用の計上が過少となっていた。	平成29年度決算において本勘定への振替及び減価償却等の処理を行った。
	58	【固定資産台帳データに登録されている不明資産について】 固定資産台帳に「移行に伴う補正データ」と記載された資産が計上されていたが、具体的な資産の内容が不明であり、固定資産実査も行われていなかった。 現在の固定資産実査の実施方法を改善する必要があり、関係部署で固定資産実査に関するマニュアルを策定すべきである。また、上記資産について再調査のうえ、整理すべきである。	不明資産については、平成29年度決算において整理した。なお、固定資産実査に当たっては、現地機関と協議のうえ、適切な実査を徹底する。

水質管理及び薬品管理について	78	【調整試液の管理について】 調整試液の在庫量を記録する管理簿が作成されておらず、調整試液が管理されていなかった。	平成29年10月に調整試液に係る管理簿について、試薬等管理要領に定め、以降、適正に管理している。
----------------	----	---	--

県工業用水道（所管課：水道企業課）

区分	監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
浄水場用地について	94	【遊休状態の浄水施設用地の減損について】 浄水施設用地について、企業会計基準適用指針に基づく会計上の判断としては、回収可能価額を著しく低下させる変化に該当し、単独グルーピングとして切り離し、遊休資産として減損の認識が必要と考える。この場合、通常は回収可能価額について正味売却価額を採用することとなるため、当該土地については、不動産鑑定評価額まで帳簿価額を切り下げ、差額を損失計上する必要がある。	当該用地は現在、工業用水道事業法に基づき事業の一部の休止を届け出ている。 今後、段階的に処理能力を確保していく方向で進めていることから、現段階では計画の見直しはなく、よって遊休資産とは判断していない。
	95	【事業計画の見直しについて】 県工業用水道事業は、浄水施設の建設について、県の方向性を踏まえ将来の需要見込みを推計するとともに「岐阜県水資源長期需給計画」の情報をもとに策定時から20年以上経過している第1期計画の見直しを行う必要がある。 また、事業計画の見直し後の変更手続きにより、浄水施設用地の取得時に受け入れた国庫補助金の全部又は一部について返還することが必要である。	工業用水道事業については、「浄水場の処理能力の余裕状況」と「工業用水の需要状況」にあわせて段階的に処理能力を確保していく方向で、経済産業省及び厚生労働省の承認を得て現在の形で事業を進めている。 今後、必要があれば、主務省と調整のうえ、適切な時期に「事業計画の一部変更」を検討する。また、その中で補助金返還が生じることとなれば、速やかに対応する。

流域下水道（所管課：流域浄水事務所）

区分	監査結果報告書記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
----	------------	-------	-------------

公有財産について	1 2 2	【建物に該当しない建造物について】 「急速ろ過池」は、その施設に見合った財産種別（工作物）で公有財産台帳に登録する必要がある。	公有財産台帳を修正登録した。
契約事務について	1 2 3	【監視用システム OS のサポート期限切れについて】 水処理中央管理室監視制御設備においては、外部ネットワークからは遮断された環境で使用されており、かつ、開発メーカーにより保守されている状況ではあるが、継続使用について例外措置の手続を行う必要がある。	平成 30 年 3 月 20 日に平成 29 年度の岐阜県情報セキュリティポリシー例外措置許可申請を行い同月 28 日付で許可を得た。 また、平成30年度分については、平成30年 3 月 20 日に許可申請を行い、同月 30 日付で許可を得た。

#### 公益財団法人岐阜県浄水事業公社（所管課：下水道課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
資金管理について	1 3 0	【収入印紙受払簿、切手受払簿、テニス夜間照明用コイン受払簿及び野球夜間照明用コイン受払簿の押印漏れについて】 受払簿に担当者と経理責任者が毎月末に残高を確認し押印することとなっているが、押印されていない月があった。	毎月末の残高確認時は、担当者及び経理責任者に加え、担当課職員による確認を行い、複数人によるチェックを徹底する。
	1 3 1	【収納した現金の取扱いについて】 テニス夜間照明用コインと野球夜間照明用コインの払出により収納した現金を外部への支払がある都度（最低月 4 回）取引金融機関に預け入れており、会計処理規程に記載された方法とは異なった運用がなされている。	収納した現金は、収納した日のうちに取引金融機関に預け入れる。なお、取引金融機関営業時間外に収納があった場合は、その翌営業日に預け入れる。 なお、事務繁忙期（3 月、4 月及び12月）に限り、会計処理規程第33条ただし書を活用して10日以内の取引金融機関への預入れを可とし、平成30年 7 月に会計処理規程取扱細則を一部改正して、その運用について規定した。
水質管理及び薬品管理について	1 4 1	【一般試薬と毒物及び劇物の管理について】 一般試薬の保管場所に劇物の一部が臨時的に置かれていたことから、今後、一般試	当該劇物は、施錠可能な保管棚に劇物保管場所を確保し、保管している（平成29年 9 月実施

	<p>薬と毒物又は劇物の保管が混在することがないように、一般試薬、毒物又は劇物の保管の取り決めの遵守の徹底と保管状況の監督が必要である。</p>	<p>済み。)。また、管理責任者（水質課長）により、月1回、保管状況の定期的な監督を実施する。</p>
--	--	---